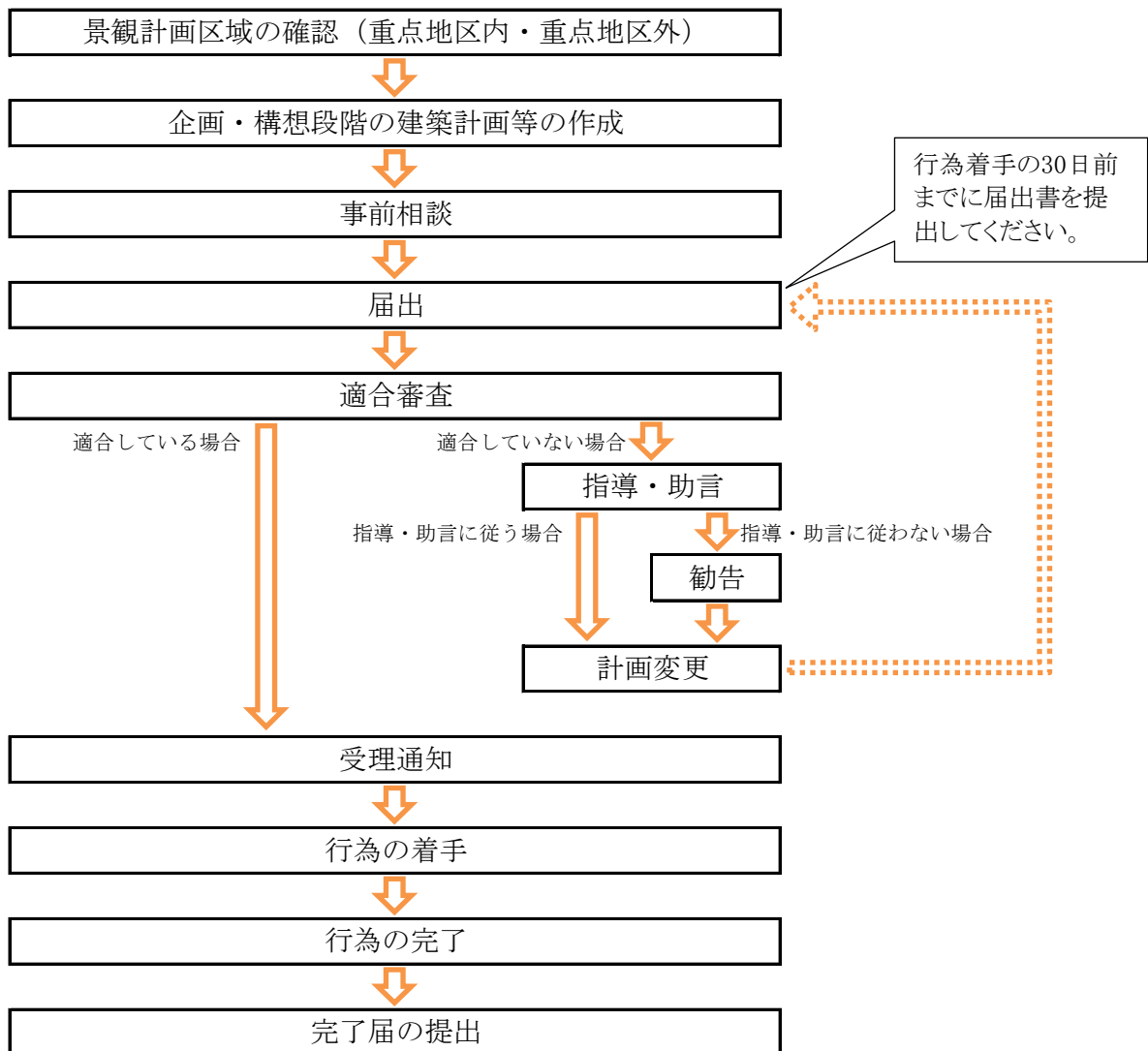


## 那須町景観条例手続き概要

本町は、北西部に那須連山と、対峙する八溝系の山並みに抱かれたまちです。景観に関する町民アンケートでは「大切にしたい景観」の答えには「山並み景観」「里山や自然林」「史跡」が多くを占めています。これらの景観資源は本町全域に豊富に存在しており、すべてが守り育てる対象です。このことから、豊かな自然と調和した良好な景観形成を促進し、次世代に引き継ぐため、景観法に基づく景観計画区域を那須町全域に指定し、町民や事業者の皆さんとのパートナーシップにより、美しく快適なまちづくりを進めます。

那須町景観条例手続きフロー図



景観計画に関するお問い合わせ  
那須町 建設課 景観係  
〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙3-13  
TEL : 0287-72-6907 / FAX : 0287-72-1009  
E-Mail : kensetsu@town.nasu.lg.jp



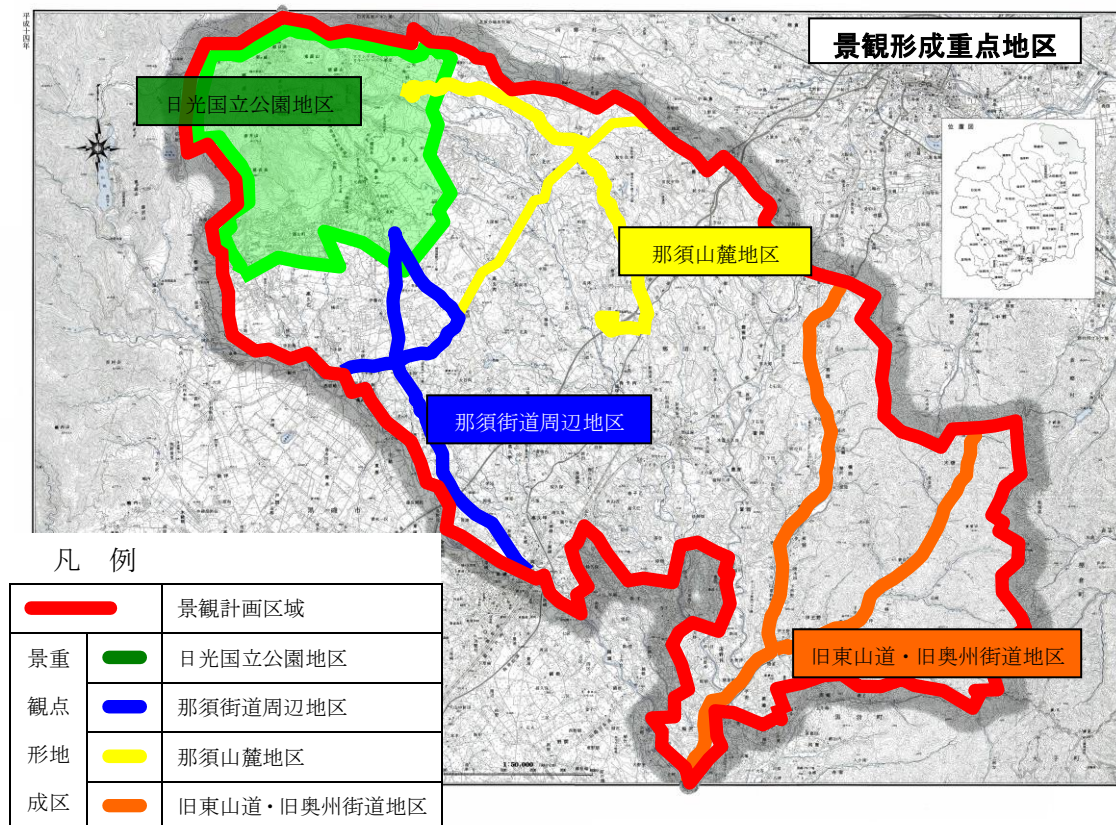
# 景観形成重点地区の景観づくり

## 1. 景観形成重点地区の設定

景観計画区域(那須町全域)のうち、地域的に特色ある景観で、良好な景観の形成が特に必要とされる4地区を景観形成重点地区(図-2)とします。重点地区は景観計画区域に比べてきめ細かなルールを設定し、景観形成の促進を図ります。

なお、本町には、りんどうラインや池田・高久駅線(ファミリーロード)などの幹線町道があり、周遊ルートとしての重要性が高くなっています。このため、重点地区については、地域住民等の提案や合意を得ながら、順次その指定を拡大していくものとします。

【 図-2 景観形成重点地区の区域 】



## 景観形成重点地区一覧

### ○日光国立公園地区

日光国立公園の区域（ただし、那須街道周辺地区に含まれる区域を除く。）

### ○那須街道周辺地区

- |        |   |
|--------|---|
| 那須高原線  | …豊原高久線との交差点（橋本町）より一軒茶屋交差点までの両側。路肩から両側それぞれ 500mの沿道区域 |
| 矢板・那須線 | …那須塩原市との市町境から広谷地交差点までの両側。路肩から両側それぞれ 500mの沿道区域       |
| 那須・西郷線 | …広谷地交差点から池田交差点までの両側。路肩から両側それぞれ 500mの街道区域            |
| 湯本・小島線 | …池田交差点から一軒茶屋交差点までの両側。路肩から両側それぞれ 500mの沿道区域           |

### ○那須山麓地区

- |                   |  |
|-------------------|--|
| 那須・西郷線            | …池田交差点から福島県境までの両側。路肩から両側それぞれ 500mの沿道区域                   |
| 豊原・大島線            | …国道 4 号との交差点から那須・甲子線との交差点との交差点までの両側。路肩から両側それぞれ 500mの沿道区域 |
| 那須高原サー<br>ビスエリア付近 | …上り線、下り線へ接続する町道の両側。路肩から両側それぞれ 500mの沿道区域                  |

### ○旧東山道・旧奥州街道地区

- |          |   |
|----------|---|
| 国道 294 号 | …大田原市との市町境から福島県境までの両側。路肩から両側それぞれ 500mの沿道区域          |
| 大子・那須線   | …国道 294 号との交差点（下町）から坂本交差点までの両側。路肩から両側それぞれ 500mの沿道区域 |
| 黒磯・棚倉線   | …坂本交差点から中梓交差点までの両側。路肩から両側それぞれ 500mの沿道区域             |
| 坂本・白河線   | …中梓交差点から福島県境までの両側。路肩から両側それぞれ 500mの沿道区域              |

## 良好な景観づくりのための届出制度

### (1) 景観形成重点地区における届出対象行為

景観形成重点地区の景観形成の目標・基本方針に基づき、建築物及び工作物等について、下記に該当する行為を行なう場合は届出が必要となります。

(4 地区共通)

#### ○ 届出対象行為

届出を要する行為の項目	届出が必要となる規模等
建築物の建築又は外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新築、増築、改築、移転 ～ 行為に係る部分の床面積の合計が 10 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>○ 外観の変更 ～ 変更する面積の合計が 10 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>
さく、塀、擁壁の新築、改築、移転又は外観の変更	高さが 0.6m を超えるもの（増築、改築後の高さが 0.6m を超えるものを含む。）
記念塔、物見塔の新築、改築、移転又は外観の変更	高さが 5m を超えるもの（増築、改築後の高さが 5m を超えるものを含む。）
次の工作物の新築、改築、移転又は外観の変更 ○ 電波塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱	高さが 5m を超えるもの（増築、改築後の高さが 5m を超えるものを含む。）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド等遊戯施設</li> <li>○ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等製造施設</li> <li>○ ガス、石油製品、穀物、飼料等貯蔵・処理施設</li> <li>○ 自動車車庫の用途に供する施設</li> <li>○ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設</li> <li>○ 太陽光発電施設（同一敷地又は一団の土地に設置するものに限る。ただし、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）</li> </ul>	高さが 5m を超えるか、又は築造面積が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの（増築、改築後の高さが 5m を超えるもの、又は築造面積が 10 m <sup>2</sup> を超えるものを含む。）

届出を要する行為の項目	届出が必要となる規模等
電柱、空中線の支持物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	高さが15mを超えるもの（増築、改築後の高さが15mを超えるものを含む。）
木竹の伐採	次に掲げるもの以外の木竹の伐採 (1) 桑、茶、果樹その他農林業用に栽培・植栽・植林したもの (2) 整枝等木竹の保育のために通常行われるもの (3) 枯損したもの又は危険なもの
屋外における物品の集積又は貯蔵	次に掲げるもの以外の屋外における物品の集積又は貯蔵 (1) 高さが1.5m以下かつ水平投影面積100㎡以下のもの (2) 道路から見通すことのできない場所のもの (3) 使用期間が90日以内のもの
鉱物の掘採又は土石の採取	掘採又は採取面積が500㎡を超えるか、又は高さが1.5mを超える法を生じるもの
土地の区画形質の変更	次に掲げるもの以外の土地の区画形質の変更 (1) 変更に係る面積が500㎡以下で、かつ高さ1.5mを超える法を生じないもの（都市計画区域外においては、3,000㎡未満とする。） (2) 農林業を営むためのもの（土地の開墾、水面埋立、干拓、宅地造成を除く。） (3) 土地改良法による土地改良事業
屋外における自動販売機の設置	全て（自動販売機の規模、台数等は問わない。）

※ 非常災害のための応急措置等を除きます。

※ 自然公園法特別地域は届出が不要となります。

※ とちぎふるさと街道景観条例に基づく届出を行った場合は、届出が不要となります。

## (2) 景観形成の基準

届出されたものについては、次の基準で審査を行います。

### (ア) 日光国立公園地区(自然公園法特別地域を除く)、那須山麓地区及び

#### 旧東山道・旧奥州街道地区の景観形成基準

##### ○ 景観形成基準

行為の内容	景観形成の基準
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	地域の自然環境（樹林、田園、畑等）と調和したものとする事。 1 道路からの後退距離 原則として重点地区内の道路の路肩から 5.0m以上（都市計画区域外は 2.0m以上）後退すること。 2 樹木の保全及び緑化 ○ 敷地の樹木は極力保存すること。 ○ 道路に隣接する側を重点に、中高木・花等により緑化すること。 3 建築物の形態等 ○ 屋根は切妻又は寄棟等の勾配屋根とすること。 ○ 屋根や外壁は周囲の自然環境に調和したものとし、原色はさけること。
記念塔、物見塔の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	形態 色彩、意匠等が周辺の景観と調和が保たれるようにすること。
次の工作物の新築、改築、移転又は外観の変更 ○ 電波塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱 ○ 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド等遊戯施設 ○ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等製造施設	工作物の形態 ○ 色彩は、周辺の自然景観と調和が図られるものとする事。 ○ 金属部分の色彩については、周辺の景観と調和が図れる色彩とすること。 ○ 高さは設置目的の範囲内で、できるだけ低くすること。 ○ 形状は努めて簡素なものとし、周辺の景観に調和するよう配慮すること。

行為の内容	景観形成の基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ガス、石油製品、穀物、飼料等貯蔵・処理施設</li> <li>○ 自動車車庫の用途に供する施設</li> <li>○ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設</li> <li>○ 太陽光発電施設（同一敷地又は一団の土地に設置するものに限る。ただし、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）</li> </ul>	<p>1 工作物の形態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 太陽電池モジュール（パネル）は、黒色若しくは濃紺色又は低明度かつ低彩度の目立たないものとし、周囲の景観との調和を図ること。</li> <li>○ 太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにすること。</li> <li>○ 太陽電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同等のものとし、周囲の景観との調和を図ること。</li> <li>○ パワーコンディショナーや分電盤などの付帯設備についても周囲の景観と調和するものを使用すること。</li> <li>○ 太陽光発電施設を囲むためのフェンスについては、周囲の景観と調和する色彩のものを使用すること。</li> <li>○ 歩行者及び周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界から出来るだけ後退し、植栽等により目隠しを行うなど周辺から見え難くすること。</li> <li>○ 主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽等により目隠しを行うなど、周辺から見え難くすること。</li> </ul> <p>2 位置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 尾根線上への設置は避けること。</li> <li>○ 丘陵地又は高台への設置は極力避けること。ただし、やむを得ず設置する場合は、植栽等により目隠しを行うなど周辺から見え難くすること</li> </ul>



行為の内容	景観形成の基準
電柱、空中線の支持物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	<p>1 位置等 樹木を背にして設置する等、周囲の景観に支障がないよう配慮すること。</p> <p>2 色彩 周囲の景観と調和した色彩とすること。</p>
木竹の伐採	宅地への形質変更の場合、既存樹木の伐採は必要最小限のものとする事。
屋外における物品の集積又は貯蔵	<p>1 位置 道路境界線からできるだけ後退させ、進入路は必要最小限のものとする事。</p> <p>2 形態 集積の高さをできるだけ低いものとし、道路から見えないように配慮すること。</p> <p>3 修景緑化 敷地の周辺には、必要に応じて常緑の高木、中木を植栽し、修景に努める。</p>
鉤物の掘採又は土石の採取	行為終了後においては、緑化など可能な形状となるよう配慮し、緑化により周囲の景観と調和を図るよう措置すること。
土地の区画形質の変更	行為終了後の緑化に努め、必要に応じて周囲に高木又は中低木を植栽し、景観形成を図ること。
屋外における自動販売機の設置	建築物の軒下で、かつ建築物と同一面に納めるように設置すること。

(イ)那須街道周辺地区(自然公園法特別地域を除く)の景観形成基準

○ 景観形成基準

<p style="text-align: center;">地 域</p> <p>行為の内容</p>	<p>(主) 矢板・那須線、(主) 那須・西郷線、(主) 湯本・小島線の道路の路肩から両側それぞれ 50mの沿道区域</p>	<p>左記以外の区域</p>
<p>建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</p>	<p>1 道路からの後退距離 原則として道路境界線から 5.0m以上後退すること。</p> <p>2 樹木の保全及び緑化 ○ 支障木の伐採は必要最小限とし、道路側の木は極力残すものとする。</p> <p>3 建築物の形態等 (1) 屋根 ア 原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 イ 勾配は 2/10 以上とする。 ウ 色彩はこげ茶色とする。 ただし、銅板又は黒灰色の和瓦を用いる場合にあつてはこの限りではない。</p>	<p>地域の自然環境(樹林、田園、畑等)と調和したものとする。</p> <p>1 道路からの後退距離 原則として重点地区内の道路の路肩から 5.0m以上後退すること。</p> <p>2 樹木の保全及び緑化 ○ 敷地の樹木は極力保存すること。 ○ 道路に隣接する側を重点に、中高木・花等により緑化すること。</p> <p>3 建築物の形態等 ○ 屋根は切妻又は寄棟等の勾配屋根とすること。 ○ 屋根や外壁は周囲の自然環境に調和したものとし、原色はさけること。</p>

<p style="text-align: center;">地 域</p> <p>行為の内容</p>	<p>(主) 矢板・那須線、(主) 那須・西郷線、(主) 湯本・小島線の道路の路肩から両側それぞれ 50m の沿道区域</p>	<p>左記以外の区域</p>
<p>建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</p>	<p>(2) 壁面</p> <p>努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ち着いたものとする。</p> <p>また、自然材料以外の場合の色彩はクリーム色、ベージュ色、茶色、白色又は灰色とする。</p> <p>4 建築の規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</li> <li>○ 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</li> </ul>	
<p>さく、塀の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</p>	<p>主要道路との境界には、さく、塀は、原則として設けないこと。ただし、ガソリンスタンド等他法令により塀を設けなければならない場合、又は、安全対策上、さく、塀をやむを得ず設けなければならない場合には周囲の景観と調和したものとする。</p>	<p style="text-align: center;">左記以外の区域</p>

<p style="text-align: center;">地 域</p> <p>行為の内容</p>	<p>(主) 矢板・那須線、(主) 那須・西郷線、(主) 湯本・小島線の道路の路肩から両側それぞれ 50m の沿道区域</p>	<p style="text-align: center;">左記以外の区域</p>
<p>擁壁の新築、増築、改築又は外観の変更</p>	<p>自然石、自然石を模したブロックその他景観に配慮した工法を用いること。</p>	
<p>記念塔、物見塔の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</p>	<p>形態 色彩、意匠等が周辺の景観と調和が保たれるようにすること。</p>	
<p>次の工作物の新築、改築、移転又は外観の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電波塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱</li> <li>○ 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド等遊戯施設</li> <li>○ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等製造施設</li> <li>○ ガス、石油製品、穀物、飼料等貯蔵・処理施設</li> <li>○ 自動車車庫の用途に供する施設</li> <li>○ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設</li> <li>○ 太陽光発電施設（同一敷地又は一団の土地に設置するものに限る。ただし、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）</li> </ul>	<p>1 工作物の形態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 色彩は、周辺の自然景観と調和が図られるものとする。</li> <li>○ 金属部分の色彩については、周辺の景観と調和が図れる色彩とすること。</li> <li>○ 高さは設置目的の範囲内で、できるだけ低くすること。</li> <li>○ 形状は努めて簡素なものとし、周辺の景観に調和するよう配慮すること。</li> </ul> <p>1 工作物の形態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 太陽電池モジュール（パネル）は、黒色若しくは濃紺色又は低明度かつ低彩度の目立たないものとし、周囲の景観との調和を図ること。</li> <li>○ 太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにすること。</li> </ul>	

<p style="text-align: center;">地 域</p> <p>行為の内容</p>	<p>(主) 矢板・那須線、(主) 那須・西郷線、(主) 湯本・小島線の道路の路肩から両側それぞれ 50mの沿道区域</p>	<p style="text-align: center;">左記以外の区域</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 太陽電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同等のものとし、周囲の景観との調和を図ること。</li> <li>○ パワーコンディショナーや分電盤などの付帯設備についても周囲の景観と調和するものを使用すること。</li> <li>○ 太陽光発電施設を囲むためのフェンスについては、周囲の景観と調和する色彩のものを使用すること。</li> <li>○ 歩行者及び周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界から出来るだけ後退し、植栽等により目隠しを行うなど周辺から見え難くすること。</li> <li>○ 主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽等により目隠しを行うなど、周辺から見え難くすること。</li> </ul> <p>2 位置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 尾根線上への設置は避けること。</li> <li>○ 丘陵地又は高台への設置は極力避けること。ただし、やむを得ず設置する場合は、植栽等により目隠しを行うなど周辺から見え難くすること。</li> </ul>	
<p>電柱、空中線の支持物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</p>	<p>1 位置等</p> <p>樹木を背にして設置する等、周囲の景観に支障がないよう配慮すること</p> <p>2 色彩</p> <p>コゲ茶系とすること。</p>	<p>1 位置等</p> <p>樹木を背にして設置する等、周囲の景観に支障がないよう配慮すること</p> <p>2 周囲の景観と調和した色彩とすること。</p>

<div style="text-align: center;">地 域</div> 行為の内容	(主) 矢板・那須線、(主) 那須・西郷線、(主) 湯本・小島線の道路の路肩から両側それぞれ 50m の沿道区域	左記以外の区域
木竹の伐採	宅地への形質変更の場合、既存樹木の伐採は必要最小限のものとする。	
屋外における物品の集積又は貯蔵	1 位置 道路境界線からできるだけ後退させ、進入路は必要最小限のものとする。	
	2 形態 集積の高さをできるだけ低いものとし、道路から見えないように配慮すること。	
	3 修景緑化 敷地の周辺には、必要に応じて常緑の高木、中木を植栽し、修景に努める	
鉱物の掘採又は土石の採取	行為終了後においては、緑化など可能な形状となるよう配慮し、緑化により周辺の景観と調和を図るよう措置すること。	
土地の区画形質の変更	行為終了後の緑化に努め、必要に応じて周囲に高木又は中低木を植栽し、景観形成を図ること。	
屋外における自動販売機の設置	建築物の軒下で、かつ建築物と同一面に納めるように設置すること。	

### (ウ) 自然公園法特別地域における景観形成基準

本地域における景観形成基準は日光国立公園那須地域における自然公園法の基準に準じます。

様式第1号（第3条関係）

景観計画区域内行為届出書  
(第1面)

年 月 日

那須町長

様  
届出者 住 所 (所在地)  
氏 名 (名称、代表者)  
電話番号

那須町景観条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	那須町大字			
景観計画区域の区別	<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区 ( 地区) 内 <input type="checkbox"/> 景観形成重点地区外			
敷地面積	㎡			
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 [ <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 ] <input type="checkbox"/> 工作物 [ <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 ] <input type="checkbox"/> 開発行為 (景観形成重点地区のみ) <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 土砂等の採取、集積 <input type="checkbox"/> 屋外における物品等の集積又は貯蔵 <input type="checkbox"/> 屋外における自動販売機の設置			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
代理者の住所・氏名・電話番号	住所 氏名 電話番号			
設計者の住所・氏名・電話番号	住所 氏名 電話番号			
施工者の住所・氏名・電話番号	住所 氏名 電話番号			
				※受付

## (第4面)

景観形成重点地区（ 地区）における建築物の概要（棟番号 ）

構 造							
用 途							
建築物の規模	届 出 部 分	届出以外の部分	合 計				
	建 築 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
	高 さ	m	m				
	外観の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
色 彩	部 分	仕 上 げ	マンセル表色系 による色彩				
屋外に設置する建築設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (種類 )						
施設駐車場・施設駐輪場	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ( <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 駐輪場)						
屋外階段	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
緑 化	<input type="checkbox"/> 既存樹木の保存 <input type="checkbox"/> 樹木の植栽（主な樹木の樹種 ) <input type="checkbox"/> 芝生、花壇その他の手法による緑化（主な手法 )						
眺 望	<input type="checkbox"/> 主要な眺望点からの眺望への配慮有 <input type="checkbox"/> 該当無 <table border="1" style="width: 100%; height: 100px;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">眺望点</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">配慮した事項</td> <td></td> </tr> </table>			眺望点		配慮した事項	
眺望点							
配慮した事項							
道路からの後退距離	( 道 線) m						

備考 1 「外観の面積」欄には、窓、屋根等を含む面積を記載してください。

2 「色彩」欄には、外観のすべてが同じ色彩である場合は「部分」欄に「全部」と、外壁等の外観を構成する部分に使用する色彩が複数ある場合は「部分」欄にその構成する部分を記載し、それぞれの仕上げ及びマンセル表色系による色彩を記載してください。



(第5面)

景観形成重点地区（ ） 地区)における工作物の概要(番号 )

種類			
工作物の規模	届出部分	届出以外の部分	合計
高さ	m	m	m
外観の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
色彩	部分	仕上げ	マンセル表色系による色彩
			□他の法令による指定 〔法令名〕
緑化	□既存樹木有 □既存樹木無 (□全部保存 □一部保存 □全部伐採)		
眺望	□主要な眺望点からの眺望への配慮有 □該当無 〔眺望点 配慮した事項〕		
道路からの 後退距離	(道線) m		

備考 1 「色彩」欄には、外観のすべてが同じ色彩である場合は「部分」欄に「全部」と、外観を構成する部分に使用する色彩が複数ある場合は「部分」欄にその構成する部分を記載し、それぞれの仕上げ及びマンセル表色系による色彩を記載してください。

(第6面)

景観形成重点地区（

地区）における行為の概要

行為の内容	
景観に配慮した 事項	緑化・樹木の保存
	色彩
	道路からの後退距離
	その他景観に配慮した事項

【景観計画区域・景観形成重点地区共通】

行為の種類	添付図書	
	種類	明示すべき事項
<p>1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</p> <p>2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</p> <p>※太陽光発電施設（同一敷地又は一団の土地に設置するものに限る。ただし、建築物の屋根及び屋上等に設置するものを除く。）の場合は仕様書も添付</p>	位置図	<p>(1) 方位、道路及び目標となる地物</p> <p>(2) 行為地の場所</p>
	配置図	<p>(1) 方位及び縮尺</p> <p>(2) 敷地の形状及び寸法</p> <p>(3) 敷地内における届出に係る建築物等の位置</p> <p>(4) 届出に係る建築物等と他の建築物等との別</p> <p>(5) 敷地に接する道路の位置及び幅員</p> <p>(6) 隣接する土地の利用状況、用途等</p> <p>(7) 植栽、樹木等の位置、樹種及び樹高</p> <p>(8) 土地の高低</p> <p>(9) 外構施設の位置、材料及び面積</p>
	各階平面図	<p>(1) 方位及び縮尺</p> <p>(2) 寸法</p> <p>(3) 開口部の位置</p>
	立面図（4面）	<p>(1) 方位及び縮尺</p> <p>(2) 寸法</p> <p>(3) 開口部、附属設備、軒等の位置及び形状</p> <p>(4) 屋根、外壁その他外観の仕上げ材料及び色彩</p> <p>※色彩を着色しカラー印刷等をしたもの</p>
	仕様書	(1) 太陽光発電施設（太陽電池モジュール等）一式
	カラー現況写真	<p>(1) 行為地及び建築物等の現況</p> <p>(2) 行為地付近の現況（2方向以上）</p>
	その他	参考となるべき事項
<p>3 開発行為（土地の区画形質の変更）</p>	位置図	<p>(1) 方位、道路及び目標となる地物</p> <p>(2) 行為地の場所</p>
	現況図	<p>(1) 方位及び縮尺</p> <p>(2) 付近の土地の利用状況</p> <p>(3) 敷地に接する道路の位置及び位置及び幅員</p> <p>(4) 行為の区域</p>

行為の種類	添付図書	
	種類	明示すべき事項
	計画図	(1) 方位及び縮尺 (2) 公共公益施設の位置及び形状並びに予定建築物等の敷地の形状及び用途 (3) 行為後の法面又は擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 (4) 事後の措置及び緑化計画
	縦横断図	行為の前後における土地の断面図及び横断図
	カラー現況写真	行為地及び行為地付近の現況（2方向以上）
	その他	参考となるべき事項

【景観形成重点地区のみ】

行為の種類	添付図書	
	種類	明示すべき事項
4 木竹の伐採	位置図	(1) 方位、道路及び目標となる地物 (2) 行為地の場所
5 土砂の採取・集積	計画図	(1) 行為の区域 (2) 周辺の土地利用状況 (3) 事後の措置及び緑化計画
6 屋外における物品等の集積又は貯蔵		カラー現況写真
	その他	参考となるべき事項
7 屋外における自動販売機の設置	位置図	(1) 方位、道路及び目標となる地物 (2) 行為の場所
	計画図	(1) 周辺の土地利用状況 (2) 設置計画
	カラー現況写真	行為地及び行為地付近の現況（2方向以上）
	その他	参考となるべき事項

記載例

様式第1号 (第3条関係)

景観計画区域内行為届出書 (第1面)

令和 3年 4月 1日

那須町長

様

届出者

住所  
氏名  
電話番号

那須町大字寺子丙3-13  
那須太郎  
0287(72)6907

那須町大字〇〇字〇〇と記載  
(※小字名まで記載すること)

行為を行う者(施主等)  
を記載

重点地区の場合は4地区から該当する地区の名称を記載  
○那須街道周辺地区  
○日光国立公園地区  
○那須山麓地区  
○旧東山道・旧奥州街道地区

那須町景観条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます

行為の場所	那須町大字〇〇字〇〇1234-56		
景観計画区域の区別	<input checked="" type="checkbox"/> 景観形成重点地区(那須街道周辺地区)内	<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区外	
敷地面積	2,980.00 m <sup>2</sup>		
行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> 開発行為 (景観形成重点地区のみ) <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 土砂等の採取、集積 <input type="checkbox"/> 屋外における物品等の集積又は貯蔵 <input type="checkbox"/> 屋外における自動販売機の設置		
行為の期間	着手予定日	令和3年5月1日	完了予定日
			令和3年11月30日
代理者の住所・氏名・電話番号	住所	那須町大字寺子丙3-13	
	氏名	(株)那須町設計事務所 那須花子	
	電話番号	0287-72-6914	
設計者の住所・氏名・電話番号	住所	同上	
	氏名		
	電話番号		
施工者の住所・氏名・電話番号	住所	那須町大字寺子丙3-13	
	氏名	(株)那須町建設 那須一郎	
	電話番号	0287-72-6915	

該当する行為の種類に  
チェックを入れる

届出日から30日以降の  
日付を記載

※受付

# 記 載 例

(第4面)

景観形成重点地区 ( 那須街道周辺地区 ) における建築物の概要

- 那須街道周辺地区
  - 日光国立公園地区
  - 那須山麓地区
  - 旧東山道・旧奥州街道地区
- 4地区から該当する地区を記載

構 造	木造2階		
用 途	専用住宅		
建築物の規模	届 出 部 分	届出以外の部分	合 計
	建築面積	125.00 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> 125.00 m <sup>2</sup>
	高 さ	8.50m	m 8.50m
	外観の面積	210.00 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> 210.00 m <sup>2</sup>
色 彩	部 分	仕 上 げ	マンセル表色系による色彩
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根</li> <li>・外壁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガルバリウム鋼板</li> <li>・防火サイディング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5YR3/1 (こげ茶)</li> <li>・10YR8/2 (ベージュ)</li> </ul>
屋外に設置する建築設備	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (種類 合併処理浄化槽 )		マンセル表色系による色彩を記載
施設駐車場・施設駐輪場	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ( <input checked="" type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 駐輪場 )		
屋外階段	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
緑 化	<input checked="" type="checkbox"/> 既存樹木の保存		
	<input type="checkbox"/> 樹木の植栽 (主な樹木の樹種 )		
	<input type="checkbox"/> 芝生、花壇その他の手法による緑化 (主な手法 )		
眺 望	<input type="checkbox"/> 主要な眺望点からの眺望への配慮有		<input checked="" type="checkbox"/> 該当無
	眺望点 ※行為の場所により該当となる場合有り。 配慮した事項		
道路からの後退距離	( 町道 364号線 )		5.0m

主に屋根・外壁について記載

町道・位置指定道路等の敷地に接する道路名を記載

接道から壁面までの距離を記載

備考 1 「外観の面積」欄には、窓、屋根等を含む面積を記載してください。

2 「色彩」欄には、外観のすべてが同じ色彩である場合は「部分」欄に「全部」と、外壁等の外観を構成する部分に使用する色彩が複数ある場合は「部分」欄にその構成する部分を記載し、それぞれの仕上げ及びマンセル表色系による色彩を記載してください。

# 記 載 例

(第5面)

景観形成重点地区 ( 那須街道周辺地区 ) における工作物の概要

- 那須街道周辺地区
  - 日光国立公園地区
  - 那須山麓地区
  - 旧東山道・旧奥州街道地区
- 4地区から該当する地区を記載

種 類	携帯電話無線基地局 (通信用鉄塔)		
工作物の規模	届 出 部 分	届 出 以 外 の 部 分	合 計
高 さ	16.0m	m	16.0m
外 観 の 面 積	15.0 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	15.0 m <sup>2</sup>
色 彩	部 分	仕 上 げ	マンセル表色系による色彩
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート柱</li> <li>・アンテナ支持柱</li> <li>・無線機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塗装</li> <li>・亜鉛メッキ</li> <li>・塗装</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5YR2/1 (こげ茶)</li> <li>・N8 (グレー)</li> <li>・N6 (グレー)</li> </ul> <p><input checked="" type="checkbox"/>他の法令による指定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             法令名              自然公園法           </div>
緑 化	<input checked="" type="checkbox"/> 既存樹木有 ( <input type="checkbox"/> 全部保存 <input checked="" type="checkbox"/> 一部保存 <input type="checkbox"/> 全部伐採 )		<input type="checkbox"/> 既存樹木無
眺 望	<input type="checkbox"/> 主要な眺望点からの眺望への配慮有 眺望点 ※行為の場所により該当となる場合有り。 配慮した事項		<input checked="" type="checkbox"/> 該当無
道 路 か ら の 後 退 距 離	( 町道364号線 )		15.0m

マンセル表色系による色彩を記載

・自然公園法  
・栃木県自然公園条例等

町道・位置指定道路等の敷地に接する道路名を記載

接道からの後退距離を記載

備考 1 「色彩」欄には、外観のすべてが同じ色彩である場合は「部分」欄に「全部」と、外観を構成する部分に使用する色彩が複数ある場合は「部分」欄にその構成する部分を記載し、それぞれの仕上げ及びマンセル表色系による色彩を記載してください。





様式第5号 (第4条関係)

景観計画区域内行為着手期間短縮申請書

年 月 日

那須町長

様

申請者 住 所 (所在地)  
氏 名 (名称、代表者)  
電話番号

年 月 日付けをもって那須町景観条例第13条第1項の規定による下記の届け出については、那須町景観条例施行規則第4条第2項の規定により期間の短縮を申請します。

記

- 1 届 出 年 月 日 年 月 日
- 2 行 為 の 場 所 那須町大字
- 3 景観計画区域の区別 景観形成重点地区 ( 地区) 内 外
- 4 敷 地 の 面 積 m<sup>2</sup>
- 5 行 為 の 種 類
- 6 行 為 の 期 間
- 7 代理者の住所・氏名
- 8 設計者の住所・氏名
- 9 施工者の住所・氏名

様式第3号（第3条関係）

景観計画区域内の行為の完了届

年 月 日

那須町長 様

届出者 住 所（所在地）  
氏 名（名称、代表者）  
電話番号

那須町景観条例施行規則第3条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	那須町大字		
景観計画区域の 区 別	<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区（ 地区）内 <input type="checkbox"/> 景観形成重点地区外		
敷地面積	m <sup>2</sup>		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> 開発行為 （景観形成重点地区のみ） <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 土砂等の採取、集積 <input type="checkbox"/> 屋外における物品等の集積又は貯蔵 <input type="checkbox"/> 屋外における自動販売機の設置		
行為の期間	着手日	年 月 日	完了日 年 月 日
連絡先	住所 氏名 電話番号		

※添付資料

(1) 完了時のカラー写真 (2方向以上)